困ったときはひとりで悩まずに 説室をご利用ください

利用ください。なお、市民相談室での相談はすべて無料です。イスを行います。プライバシーや秘密は守られますので、安心してご心配ごとなどに、市民相談員が親身に相談をお受けし、適切なアドバー民の皆さんの、日常生活におけるさまざまなトラブル、悩みごと、

般相談と専門相談

般相談

専門相談などをご案内します。 専門相談などをご案内します。 内容によってはから16時まで、面談や電話で相談から16時まで、面談や電話で相談がら16時まで、面談や電話で相談が、日曜日の9時談員が、月曜日から金曜日の9時である。

談は、決められた相談日に、面談律相談をお受けします。なお、相相談、人権相談、行政書士相談、法相談、法の書談、才性生活が、行政相談、交通事故相談、税務が、行政相談、交通事故相談、税務が、行政相談、交通事故相談、税務

で行います。

相談の際の確認事項

関係資料などがある場合は、ごください事前に要点を整理しておいて

活相談が60分です時間は、法律相談が30分、女性生ずれも事前予約が必要です。相談法律相談は、い法律相談と女性生活相談は、い持参ください

めにご連絡くださいなお、予約を取り消すときは、早の15分前までにお越しください。と相談できませんので、予約時間と相談できませんので、予約時間に遅れる

市民相談室案内図(本庁舎1階)

エントランス ホール

正面玄関

受けできませんし相談、調停や裁判中の相談はお法律相談は、同一案件の繰り返

問合せ市民相談室へ内線1141



市民相談のご案内

表 1

相談種別	相談内容	相談時間
一般相談	日常生活での悩みごと、心配ごとについて、一般相談員が相談をお受けします。また、必要に応じて弁護士による法律相談などをご案内します	月~金曜日 (祝日を除く) 9時~16時
行政相談	行政へのご意見・ご要望などについて、総務省から委嘱された行政相談委員 が相談をお受けします	第3月曜日 10時~15時
交通事故相談	交通事故に関するさまざまな問題や折衝などについて、交通事故専門の相談 員が相談をお受けします	第2·4月曜日 10時~15時
税務相談	相続税、贈与税などの税金に関する問題について、税理士が相談をお受けしま す	第1火曜日 13時~16時
建築·不動産相談	住まいに関する問題(建築・不動産の売買、家屋の増改築、測量、登記)などについて、各専門の相談員が相談をお受けします	第2火曜日 13時~16時
女性生活相談 (予約制)	結婚や離婚に伴うトラブル、子育て、家族の問題、金銭、生活に関することなど、女性が抱えている問題について、専門の女性相談員が相談をお受けします	第1金曜日 第3火曜日 9時~16時
人権相談	いじめ、差別、虐待など、人権侵害や不当な扱いなどの問題について、法務省から委嘱された人権擁護委員が相談をお受けします	第2水曜日 10時~15時
行政書士相談	相続・許認可・外国人など、暮らしや事業に関する身近な手続きなどについて、 行政書士が相談をお受けします	第4水曜日 13時~15時
法律相談 (予約制)	相続、遺言、貸家・借家、金銭賃借などについて、弁護士が法律上の助言・指導をします	第1~4木曜日 13時~17時

市民相談以外の相談も開設していますので、詳しくは、23ページをご覧ください

- 市民相談員からひとこと -

日ごろの生活のなかで、心配なこと・困ったことなどがありましたら、お気軽にお問い合せください。解決への道を、一緒に考えてまいりましょう。

近隣の主な相談窓口

相談窓口	電	Ī	話	所	在	地
県民相談	049	244	1296	川越	市新	宿町
法律相談センター	049	225	4279	川越	市宮	下町
法テラス(法律相談)	050	3383	5379	川越市	市脇日	日本町

消費生活センターでは、多重債務でお悩みの方からの相談をお受けしています。10月22日 には、弁護士などによる多重債務者の無料特別相談会(予約制)を開催しますので、詳しくは、13ページをご覧ください。問合せ同センター(中央図書館5階)へ 2954 7745

市民相談室にいらしたら

相談内容をお伺いし、「市民相談カード」に住所、氏名、相談事項などを記入していただきます。

相談内容については、例えば

家族内でのトラブルなんですが...

相続が発生し、もめているのですが...

離婚を考えているのですが...

離婚調停を申し立てたいのですが...

貸したお金が返済されないのですが...

隣の家の犬にかまれてしまったのですが...

病気で働くことができなくなってしまったのですが...

など、いろいろな相談が寄せられています。 、 の相談でしたら、一般相談でご相談できます。また、 で専門的なお話になれば、行政書士・司法書士・弁護士による相談をご紹介します。 、 の離婚に関することでしたら、一般相談、女性生活相談でお話ができます。

、 の法律上の相談でしたら、法律相談で弁護士が助言・指導をします。 の場合は、お話をお聞きし、具体的な支援ができる関係部署をご紹介します。